

# 日吉津村住民投票条例・規則を 6月1日施行しました

村政に係る重要事項（例えば、市町村合併など、将来の村政や村民生活にとって重大な影響を及ぼす事項）について、一定の手続きによって住民投票が実施できます。

## 住民投票請求手続きフロー

請求代表者

- 【添付】・住民投票実施請求書（様式第1号）
- ・住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第2号）

村長

下記の場合補正を求める

補正をしないとき

- ・請求の要旨が村政に係る重要事項に該当しない
- ・二者択一で賛否を問う形式のものではない
- ・請求書に形式上の不備がある

却下

選挙管理委員会

← 請求代表者が投票資格者名簿に登録されている者であるか確認

- ・請求代表者に住民投票実施請求代表者証明書（様式第3号）を交付し、告示する。

請求代表者

- 署名収集（住民投票実施請求代表者証明書を交付・告示があった日から30日以内）
- 住民投票実施請求者署名簿（様式第4号）
- 署名簿の提出（期間満了の日の翌日から起算して5日以内）

選挙管理委員会

5日を超えた場合

却下

- ・署名簿の審査、署名の効力の決定・証明 ← 20日以内
- 住民投票実施請求者署名簿証明（様式第7号）
- ・署名簿に署名した者の有効署名の総数を告示。・署名簿を請求代表者に返付する。

請求代表者

・住民投票の請求 ← 返付を受けた日から5日以内

- 【添付】・住民投票実施請求書（様式第1号）
- ・署名簿（様式第4号）
- ・署名簿証明書（様式第7号）

- ・有効署名の総数が50分の1又は4分の1に達しないとき
- ・5日を超えた場合

却下

村長

- 有効署名の総数が4分の1を超えたとき
- 有効署名の総数が50分の1以上のとき

村議会「議決」

住民投票



## 永住外国人の方の投票資格者名簿への登録手続きの変更

平成24年7月9日から外国人住民にも、「住民基本台帳法」が適用されます。（外国人登録法は廃止になります。）住民基本台帳に記載のある情報のうち住所、氏名、生年月日、性別については閲覧を認めています。

よって、投票資格者名簿への登録については、永住外国人の方も村で登録を行いますので、本人からの登録申請手続きは不要となります。

問合せ先 総務課 協働推進室 電話 27-5954 FAX 27-0903